

○新潟県中東福祉事務組合参与に関する条例

昭和44年4月3日組合条例第3号

改正

昭和61年8月30日組合条例第2号

平成24年3月6日組合条例第5号

第1条 新潟県中東福祉事務組合に特別職たる参与を置くことができる。

第2条 参与は、新潟県中東福祉事務組合の管理者が、必要に応じ、組合加入各市町の学識経験者中より適当と認める者を委嘱する。

第3条 参与は、非常勤とし、議会及び学園内の諸会合に出席し意見を述べることができる。

2 前項以外にも、組合及び学園運営管理について、管理者、副管理者並びに事務局長に対し意見を述べるができるものとする。

第4条 参与に報酬を支給する。

2 報酬の額については、新潟県中東福祉事務組合報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日に遡及して適用する。

附 則（昭和61年8月30日組合条例第2号）

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日組合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。